

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策一覧（個人向け）

| 状況 | 支援策 | 主な概要 | 主な条件等 | URL | 相談窓口 |
|--------------------------------|--|---|--|---|---|
| 個人が申請 生活支援 | 貸付 緊急小口資金 | 貸付上限： 10万円 (特例の場合 20万円) 返済据置：1年、償還期間：2年以内 | ①休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付が必要 ②この特例による貸付を他の自治体で受けていないこと | 緊急小口資金特例貸付 【佐倉市社会福祉協議会HP】 | 佐倉市 社会福祉協議会 043-484-6200 |
| | 貸付 総合支援資金 | 貸付上限：複数 月20万円 単身 月15万円 貸付期間：原則3か月以内、返済据置：1年 償還期間：10年以内 | ①失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難 ②この特例による貸付を他の自治体で受けていない | 総合支援資金 (生活支援費)特例貸付 【佐倉市社会福祉協議会HP】 | |
| | 給付 住居確保給付金 | 給付額： 41,000円～64,000円 ※世帯人数や月収により異なる | ①離職や収入の減少により、経済的に困窮し家賃を支払えなくなる、または住居を失った ②世帯収入および世帯預貯金額が基準額以下 | 住居確保給付金 【佐倉市社会福祉課】 | 暮らしサポート センター佐倉 043-309-5483 |
| | 給付 特別定額給付金 | 給付額： 給付対象者1人につき10万円 | ①令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記録されている者 ②受給権者はその者の属する世帯の世帯主 | 特別定額給付金 【佐倉市 市民課】 | 佐倉市 市民課 特別定額給付金担当 043-484-6181 |
| | その他 徴収猶予の特例制 | 市税の徴収猶予： 最大1年間 (無担保・延滞金なし) ※個人(法人)住民税、固定資産税、国民健康保険税等の市税が対象 | ①令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、給与等の収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難 | 徴収猶予の特例制度 【佐倉市 債権管理課】 | 佐倉市 債権管理課 043-484-6118 (6116) (6117) |
| | 給付 幼稚園等の臨時休園に伴う預かり保育料補助 | 給付額： 令和2年4～5月に利用した預かり保育料相当額 | ①幼稚園・認定こども園(幼稚園分)に在籍する子の預かり保育利用者である(保育要件を有する施設等利用給付認定者に限る。) | 幼稚園等の臨時休園に伴う預かり保育料補助 【佐倉市 子育て支援課】 | 佐倉市 子育て支援課 043-484-6139 |
| 申請不要 ※公務員の方は申請が必要です。 | 給付 子育て世帯への臨時特別給付金 | 給付額： 児童1人につき1万円 | ①令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の支給を受けている(令和2年3月31日までに生まれた児童。令和2年3月31日まで中学生だった新高校1年生も含む) ②所得制限限度額以上に該当する特例給付ではないかた ※対象となる方へは詳細のご案内を発送しています。 | 子育て世帯への臨時特別給付金 【佐倉市 児童青少年課】 | 佐倉市 児童青少年課 043-484-6140 |
| 申請不要 | 給付 ひとり親世帯への臨時給付金 | 給付額：1世帯あたり 4万円 + 第2子以降1人につき 1万円 | ①令和2年4・5・6月分いずれかの児童扶養手当受給者(全部支給停止世帯は除く) ※対象となる方へは詳細のご案内を発送する予定です。 | ひとり親世帯への臨時給付金 【佐倉市 児童青少年課】 | |

※当該一覧表は令和2年6月12日15時現在の情報を掲載したものです。最新の情報についてはURLをクリックし、各機関のホームページ等をご覧ください